

## 平成27年第2回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成27年7月24日（金曜日） 1日間 本会議1日

平成27年7月24日第2回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 向井 正      2番 吉田 豊      3番 田中 静雄 4番 原田 希      5番 寺崎 太彦      6番 漆原 悦子 7番 井上 正宣      8番 吉富 隆      9番 碓 勝征 10番 大川 隆城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平      副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之      総 務 課 長 北 島 徹 まち・ひと・しごと創生課長 小 野 清 人      税 務 課 長 坂 井 忠 明
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次      議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成27年7月24日 午後1時00分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告  
議会運営委員会及び議会活性化調査特別委員会の委員長、副委員長選任  
報告
- 日程第4 町長のあいさつ
- 日程第5 議案上程 提案理由の概要説明  
(議案第41号)
- 日程第6 議案審議  
議案第41号 平成27年度上峰町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 討論・採決

午後1時 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんこんにちは。本日は平成27年第2回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回上峰町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番井上正宣君及び8番吉富隆君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大川隆城君）

日程第3. 諸般の報告。

議会運営委員会及び議会活性化調査特別委員会の委員長、副委員長の選任について報告をいたします。

7月14日開催されました議会運営委員会で互選の結果、委員長に寺崎太彦君、副委員長に碓勝征君が選任をされました。また、同日開催されました議会活性化調査特別委員会で互選の結果、委員長に井上正宣君、副委員長に漆原悦子君が選任をされました。

日程第4 町長のあいさつ

○議長（大川隆城君）

日程第4. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様こんにちは。平成27年第2回上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多忙の中、御出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。本日は1議案を上程させていただいております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大川隆城君）

これで町長の挨拶が終わりました。

日程第5 議案上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第5. 議案上程、提案理由の概要説明。

議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

---

議案第41号

平成27年度上峰町一般会計補正予算（第2号）

平成27年度上峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,821,665千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年7月24日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど副町長及び所管課長より補足説明をいたします。

以上、1議案を提案させていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（大川隆城君）**

ただいま町長より1議案が上程されました。

補足説明を求めます。

**○副町長（米本善則君）**

それでは、私のほうから議案第41号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第2号）につきまして概要を説明させていただきます。

それでは、資料、予算書に沿いまして御説明させていただきます。

初めに、補正総額についてでございますが、予算書の2ページをおめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

まず、歳入についてですが、款、補正額、計の順に読み上げて御説明させていただきます。

款の17. 寄附金、補正額2,000千円、計の2,301千円。

款の18. 繰入金、補正額7,724千円、計の257,283千円。

款の20. 諸収入、補正額5千円、計の45,553千円。

歳入合計額といたしまして、補正額9,729千円、計の3,821,665千円。

3ページに参りまして、歳出でございます。

款の2. 総務費、補正額9,729千円、計の460,682千円。

歳出合計額といたしまして、補正額9,729千円、計の3,821,665千円となっております。

以上で議案第41号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第2号）についての概要説明を終わります。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに補足説明があれば求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

皆さんこんにちは。私から補足説明を行います。

補正予算説明書の最後のページをお願いいたします。

歳出のページとなります。

款の2. 総務費、目の3. 財産管理費です。全国の他市町も行っているインターネットのホームページでのふるさと納税申し込みシステムを利用して、納税額のアップを図るために補正をお願いしているところがございます。臨時職員を1人雇用し、申し込みの集約から返

札の品物の発送手続、商品の開発や企画などを担当してもらいます。また、報償費に返札の商品代として1,200千円を計上しております。

この歳出に対しての歳入は、現在のところ2,000千円を想定しております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに補足説明があれば求めます。

**○税務課長（坂井忠明君）**

皆さんこんにちは。私のほうからは同じく議案第41号中、税務課所管分について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の4ページ下段のほうをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の2. 徴税費、目の1. 税務総務費、節の23. 償還金、利子及び割引料についてでございます。

23節の現計予算につきましては3,000千円となっておりますが、7,000千円を追加補正しまして、補正後の額を10,000千円とするものでございます。

この節におきましては、一般町税において生じた過誤納金等のうち、現年度歳入金からの還付ができないものについて、当該歳出予算から本税及び還付加算金等を納税者の方にお返しするものでございます。

主なものとして、所得税の更正の請求、いわゆる過年度還付申告に起因する個人町県民税の過年度納付分の還付、また、法人町民税の確定額が事前に納付された予定申告や中間申告の税額よりも過少となったことによって生じる精算還付金等でございます。件数はともかくとして、金額的に大きなウエートを占めるのは後段の法人町民税精算還付金でございます。

補正予算を計上するに至った経緯等について御説明をいたします。

23節からの支出に関して、6月24日の時点では個人町県民税及び法人町県民税の少額の還付案件が中心で、予算としては十分余裕がございました。しかしながら、法人町民税に関して、翌6月25日以降、6月30日までの6日間に申告があった事業所のうち、10事業所からの確定申告において計6,000千円を超える還付案件が発生いたしました。また、これとは別に1社で1,900千円ほどの還付事案の情報がありました。これにより、担当者にこれら申告内容の取りまとめを命じ、直ちに財政課に予算措置を協議いたしました。予備費を充用した場合には予備費自体が枯渇し、風水害等発生時の対応に支障が生じる等々の理由で補正予算として計上するに至った次第でございます。

積算につきましては、既に還付決定が完了し、支出負担行為を行った分として2,903千円、還付決定が未了の申告済みの法人に対する要還付額が6社3,944千円、申告予定の法人分として1社1,918千円、また、今後の還付案件発生時の留保財源として1,235千円の計10,000千円と見積もり、現計予算額3,000千円との差額7,000千円を補正額としたところでございます。

以上、税務課所管分の補足説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。

#### 日程第6 議案第41号

○議長（大川隆城君）

日程第6．議案審議。

議案第41号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（吉富 隆君）

お尋ねでございますが、きょうの臨時議会におかれましては、還付金の問題等々が重要課題であったろうかと思えます。今後、こういった還付金を支払わなければならないような状況等々、また、情報があれば教えていただきたいと思えますし、いち早く還付金を戻さないで利子等々の問題があるようでございますので、行政におかれましては、財政も厳しい折の中、少しでも利子等々が少なく済むような形を今後はとっていただきたいというふうに思っておりますので、どしどしこういった臨時議会はこの件に当たってはやっていただきたいというふうに考えております。

1点目だけでも、情報があれば教えていただきたいというふうに思います。

○税務課長（坂井忠明君）

還付金の情報という御質問でございますが、今現在、把握している分につきましては、1社で1,900千円程度というのがこちらのほうに申告がまだなされてはおりませんが、担当者のほうが聞き取った情報でございます。法人税関係については非常に大きいものですが、法人住民税につきましては、一応決算期というのがおおむね1月から12月、もしくは4月から3月という企業さんのほうが多うございます。中間申告、あるいは予定申告、いわゆる予定納税的なものをされて、さあ、決算を行ってどうだったかというところの比較になりますので、あくまでもやはり決算が出てみないとわからないということでございますので、できるだけ私どもといたしましても情報を的確に、スピーディーにつかめるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

本当に景気がいいやら悪いやら、企業によって違うようでございますし、我が町において

もこういった還付金を支払われるようなことがないように企業は努力されていると思いますけれども、利子がどのくらいの程度のもんかわかりませんが、ぜひともこういった情報はよくつかんでいただいて、財政に貢献をしていただくように係のほうでは努めていただきたいと強く要望して、質問を終わります。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○9番（碓 勝征君）**

ふるさと納税の寄附金が2,000千円補正が上がっておるわけでございますけれども、これの内訳と申しますか、何名さんからの寄附であるのか、そこら付近をお尋ねしたいと思えます。

それから、歳出のほうで、今回、ふるさと納税の申し込み関係の集約とか品の取り扱い云々ということで臨時職の方を雇用されるようでございますけれども、この臨時職員の方につきましては今年度限りなのか、次年度も継続されるものか、そこら付近、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

歳入の2,000千円の内訳でございますが、これはあくまでも想定でございます。50千円の40件ほどということで2,000千円計上しておりますが、他市町の状況を見ますと、このサイトを利用されると非常に伸びております。そこを期待はしておりますが、とりあえず2,000千円ということで計上いたしました。

2点目については、町長のほうからお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

私のほうから来年度の臨時職員の採用の予定について申し上げさせていただきます。

当初予算にかかわることですので、予算審議の中で議員の皆様方と審議をさせていただきたいと思えますが、環境的な面を申し上げますと、ふるさと納税の税額の幅は納税枠が約2倍に拡充されました。また、ことしから自己負担額の2千円を除いた全額が控除される限度額であるふるさと納税枠が1月1日以降、2倍に拡充されたということと手続が簡素化したというところがございます。加えて周辺の近隣の状況を見ても納税額がぐんと伸びているというところも考えますと、あくまで予見であります。今後、拡充していくことが必要となるであろうというふうには、これを取り扱う企業等から御意見を頂戴しているところでございます。

以上です。

**○9番（碓 勝征君）**

ふるさと納税につきましては、私、前回の議会でも申し上げたつもりでございますけれども、いわゆる環境づくりと申しますか、以前、東京に東京上峰会という組織が存在しておっ

たわけでございますけれども、聞くところによりますと、平成十四、五年ぐらいでとまっておるといようなことも聞いております。私はこの東京上峰会、いわゆる関東方面に我が町から出られて勤務をし、生活をされておる方がかなりおられると思うわけですね。そういう方々に対してこのふるさと納税のPRと申しますか、こういう事柄につきましての上峰町の情報なり、そういう交歓の場を設けながら、このふるさと納税につきましてもPRをされたらどうだろうか、そういう思いがございますので、その後の経過と申しますか、これに取り組む姿勢をお伺いしたいというふうに思います。

**○町長（武廣勇平君）**

大変有意義な御提案、ありがとうございます。今申されましたように、町の関係の出身の方々につきましては、以前から上峰会を組織するよう議会からも御提案をいただいたところではありますが、高齢化されているということで、またその後、情報もしっかり引き継がれていないということでもなかなか手を焼いていたところでもありますけれども、例えば、ふるさと納税を通じて、島根県の津和野町では町出身者に独居の両親の見守り等を行うメール配信等を納税の商品として、農産物とは別につくったりされているところをモデルとしながら、そういう形での関東圏、また、関西圏にお住まいの町出身者の方々を組織するというのもあり得るのかと思います。津和野では区長会を中心に全町的に呼びかけをされているようですが、これは区長会や関係機関との協議が必要でありますので、今後のこととなりますが、そうした御提案を有意義なものとして受けとめて、私どももそういった組織をつくっていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○9番（碓 勝征君）**

例えば、広報紙等を通じてでも、関東、関西、あらゆる方面に出かけておられる御家族の方もおられますので、私も二、三この話をしましたところ、ぜひ上峰町の情報なり、そういう組織をつくってもらえれば、私の子供につきましてもそういう希望があるということもお伺いしておりますので、方法としましては、広報PRなり、今、町長がおっしゃったように、区長会等々にそういうお話をつないでいただき、ここら付近の拡充、確立をぜひお願いしたいということを要望しておきたいと思います。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○5番（寺崎太彦君）**

4ページの目3. 財産管理費の中の節8. 報償費、ふるさと納税謝礼1,200千円とありますけれども、今までは納税した方と相談して品物を決めるということでありましたけれども、これからはどういったことをされるのか。



それと、節の14の使用料及び賃借料、ふるさと納税ポータルサイト利用料とありますけれども、町のポータルサイトなのか、また新たな別のふるさと納税の専門のポータルサイトを利用されるのか、説明をよろしく願いいたします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

まず、1番目のどういったことをされるのかということでございます。

現在までは20千円まではお礼状、20千円を超えた分については1割程度の返礼の品とお礼状を出しておりました。今回からは、ここに上げておきますとおり、謝礼1,200千円組んでおられますが、この中で、寄附された金額見合い分のお礼をしていきたいというふうに考えておられます。他市町の例を見ますと、例えば、50千円されると20千円程度の佐賀牛の詰め合わせとか、玄海町——名前を出すとあれですが、海産物を送るとか、玄海町につきましては、1,000千円以上されると、1年間、毎月30千円程度の品物を送ると、そういうふうなことで実施されています。納税者は、そういった品物を見て納税される方もいらっしゃいます。先ほどの確議員がおっしゃったとおり、上峰町出身者が上峰町のこういったことをやっているといったことで寄附される方もいらっしゃいますが、ほとんど多くの方は、その品物を見て、それを希望されてその市町に寄附をされるということが多かろうと思っておりますので、先ほど補足説明の中でも申し上げましたが、その辺を企画開発しながら、うちの特産品、例えば、アスパラガス、マンゴー、そういったものを商品化していき、魅力ある商品を発送していきたい。情報発信をして、うちのほうに納税していただくというふうなことを目指しております。

私ども世間が狭うございますので、皆さんこういった商品もあるよというふうなことがあれば、どんどんアイデアを私のほうに教えていただくようお願いいたします。

それから、利用料の話ですが、これは各市町がこういった利用料を出しながら、特別にふるさと納税のポータルサイトがありますので、そこに支払う分の利用料でございます。

ちなみに、県内でいいますと5市4町が利用をしております。このポータルサイトに参加したおかげで10倍以上の寄附金が集まった公共団体もありますので、ここが何がいいのかと申しますと、今まで私どもは寄附の申し出がありますと寄附者に納付書を送りました。納付書を受け取ったところで、寄附者は郵便局に行き、現金を納めると。うちは現金が納まったのを確認して、お礼状、もしくはお礼の品を出しておりましたが、これはワンクリック、品物を買うような感じで、クリックすればクレジットで決済できると。寄附者も非常に楽し、うちのほうも手軽に済むということで、こういったポータルサイトを利用するという決定をいたしました。

以上です。

#### ○5番（寺崎太彦君）

ふるさと納税は、上峰町を応援したいのでふるさと納税するというのが本来の目的である

うかと思えますけれども、今、いろいろ情報、ふるさと納税の本やインターネット関係もたくさんあり、上峰町じゃなくて、品物で納税先を決めるとか、そういうのがありますので、ぜひとも上峰町も他市町村に負けないようなふるさと納税の品物をつくっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

同じような重複した質問ですが、報償費の関係で、先ほど小野室長からの説明では、金額に見合うお礼をするというふうなことなんですが、一定の基準を決めてメニュー化しておったほうが一般的にも受けるんじゃないかというふうに思えますので、誰が見ても一目瞭然でわかるようなメニュー化をしていただきたいと思えます。

○副町長（米本善則君）

ただいまの御意見いただきまして、今後の取り組みのほうに反映させていきたいと思えますので、今後とも、引き続き御支援よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第41号の質疑を終結いたします。

#### 日程第7 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第7. 討論・採決。

議案第41号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして……（「議長」と呼ぶ者あり）

**○8番（吉富 隆君）**

ここで暫時休憩をお願いしたいというふうに思います。

理由といたしましては、政治倫理条例第6条の案件でございます。この問題につきましては、議会内部の問題であり、執行部の方を入れなくて、議員同士の中で煮詰める問題が二、三点ございます。

と申し上げますのは、9月の議会まで引きずるようなことであっては行政に迷惑がかかるので、きょう、きちっとした形をとっていきたいというふうに考えますが、お許しをいただきたいというふうに思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

**○議長（大川隆城君）**

ただいま8番議員から動議が出されましたので、お諮りをいたします。

ただいま動議が出されましたとおりに休憩をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

**○9番（碓 勝征君）**

いわゆる議事の公開という原則がございます。そういうことで、傍聴の自由ということもございますし、報道の自由もございます。そういう中で、この問題につきましては、この議場でしっかりと議論すべきであるというふうに私は思います。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

**○議長（大川隆城君）**

ただいま碓議員のほうから動議が出されまして、公開の原則に基づいて、この議場でという動議が出されました。

お諮りをいたします。先ほどは休憩の動議、そして、今はこの本会議場でという動議が続けて出されましたので、一つ一つ皆様方に諮っていきたいと思いますが、まず最初に、8番議員から出されました休憩動議につきまして賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

賛成少数で、この動議は却下されました。

続きまして、9番碓議員から出されました公開の原則に基づいて、この議場で協議をやるべきということについてお諮りをいたしたいと思います。

9番議員の動議に対して賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

賛成少数であります。（「議長」と呼ぶ者あり）

**○7番（井上正宣君）**

この問題につきましては、議会運営委員会を開いていただいて、その取り扱いを検討して

いただきたいと、そう思っております。

○議長（大川隆城君）

ただいま7番議員からは、議会運営委員会を開催し、そこで審議をとということでございましたが、7番議員の御意見に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

賛成少数であります。

それでは、いま一度皆様方にお諮りをいたしますが、ただいま両意見が出ましたこの協議につきましても、この会議が終了後にまた取り扱いを検討したいと思っておりますが、これについて御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○8番（吉富 隆君）

この問題につきましては、きょうの臨時議会の開会中にきちっとした形をつけるべきだと思います。この問題について流れを見ますと、ずるずるずるずる来ているわけね。だから、それはいかなもんかと。そんな長くかかる問題ではないと思う。本来の姿は、休憩をして、井上議員から出たような議運の中で協議をして、そして皆さんと協議をするというのが普通のやり方であると僕は思っています。そういった方向で議長の判断を仰ぎたい。

○9番（碓 勝征君）

この問題は、皆さん今、披瀝されたとおりの結果でございますので、これは議長采配を私もお願いしたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

今、兩名から議長判断をとということでございます。

先ほどお二方から出ました動議につきましては、同数により賛成少数ではございましたが、議長の判断をと求められましたので、私はその判断を示させていただきますが、先ほどもありましたように、公開の原則ということを抑えますと、この議場でやるべきだというふうな思いもいたしますので、今後のこの協議につきましてはこの場でやりたいと思っております。そういう取り計らいで今後進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、今出ましたことについて、9番議員のほうから再度あれば御意見を賜りたいと思っております。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○7番（井上正宣君）

これは臨時議会の中の議案として今まで採決まで持っていただいております。議場でやる問題ですから、これはあくまでも議会運営委員会に取り扱って、その措置の仕方を検討していただくのが筋じゃないかと、私はそう思っております。

○議長（大川隆城君）

ただいま議長の判断をとということでございましたので、私の考えを述べさせていただきます。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

そういうことでございますので、先ほど出ましたことで御意見がある方はどうぞ挙手をお願いしたいと思います。

○8番（吉富 隆君）

大変議論されている中でございますが、ここで10分ほど休憩をいただいて、冷静な気持ちになってから議場で討論をしていただければというふうに考えますので、休憩を10分ほどお願いしたいと。

○議長（大川隆城君）

ただいま8番議員から休憩の要請がございましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまから10分間休憩に入ります。

午後1時39分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、休憩前の件につきまして発言を求めます。

○2番（吉田 豊君）

8番の吉富議員から議長に判断をお願いするというふうに意見が出ました。それに対して9番の碓副議長からも議長に判定をお願いしますということで、大体全会一致で議長の判断に任せたわけですね。そこで、議長は公開の原則で、ここで全協をやるということで宣言されましたので、そのまま進めていただきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

はい。今、2番議員から発言がありましたように、これから進めていきたいと思いますので、発言される方はどうぞ挙手をもってお願いいたします。

○8番（吉富 隆君）

冒頭申し上げましたとおり、この問題につきましては、政治倫理条例第6条の案件でございます。議員の皆さんにおかれましては、5月31日までに納税証明書を議長に提出するというふうになっております。この条例を制定するに当たっては、若干時間をいただいて説明させていただきますと思います。

我々議会も財政困難のときに、議員の皆さん全員が報酬20%カット、そういったこともやむなくやってきておるところでございます。そういった中で、この滞納問題につきましては、厳しい議会からの意見が殺到した時期がございました。その中で同僚議員から、議員は全員納税しているのかという意見がございました。時の首長さんは、いや、議員さんにも納税をしていない方がおられますというお話でございました。そういった中で、いろいろな問題はあったにせよ、やはり町民の代表である議員は、納税はやっぱりきちっとした形で納めるべきであるというふうなことから、この政治倫理条例の中に、こういった条例を制定した経緯がございます。

しかしながら、この問題につきましては、たびたび副議長のほうからチェックを入れようとしても議長はさせなかった、拒んだ、これが実情であって、いろいろな話はありませんけれども、今月17日の議会運営委員会の後に寺崎委員長のほうにお願いをいたしまして、議長に拒む理由を説明してくれんかいというお話をさせていただきましたけれども、する必要がないと。次の副委員長の礎副議長さんにも言ってもらいました。それも同じ発言でございました。

議長はそこで拒む理由がないわけですから、今までは議長、副議長、事務局がチェックを入れて公開をしておりました。それをやらないので、議長、それはおかしいよと僕も行きました。頭かぶせに、もう委員長に言うところから、はねのけなんですよ。だから、物事が大きくなった。

だから、こういう問題を9月の議会まで引きずることはできないんですよ。行政はいろいろと目的が9月はあるわけですから、きょうの臨時議会でこら辺についてははじめをつけたい。ぜひともここで休憩をとって、副議長、事務局を入れてチェックをしていただきたい。そして、公開の自由と言われたので、ここで議長から報告をしていただきたい。2点でいいですよ、2点で。

この2点というのがどういうことかという、5月31日まで議員の皆さんが納税証明書を提出したか、それが1点。もう1点は、全員が納税しているかしていないか。この2点だけのチェックをお願いしたいというふうに思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

議事進行に理解がいかないところがございます。

ただいま、経緯からしまして、2番議員がおっしゃいましたように、議長の御判断で全員協議会に切りかえたとすれば、ここで直ちに閉会をしていただき、執行部退席のもと、全員協議会を開いていただくようお願いをしたいと思います。

#### ○議長（大川隆城君）

お諮りいたします。ただいま町長のほうからございましたように、全協という形であれば、執行部は退席を求めたいということでございますが、町長の求めに応じることに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。それでは、執行部は退席をお願いいたします。

〔執行部退場〕

**○議長（大川隆城君）**

それでは、先ほど8番議員からありましたことにお答えをさせていただきたいと思います。

私が拒んだと言われておりますけれども、何もかも全部拒んだというわけではございません。ただ、この納税関係につきましては、個人情報 の最たるものでありますし、また、この倫理条例の中で、第6条の第3項ですね、議長は税の納付証明書の提出状況を公表しなければなら ないとなっています。ですから、それぞれの議員から御提出いただきましたという ことは、公表といたしますか、副議長に確認していただきました。

その中で、どなたかがおっしゃられたことでありましょうが、今言いました、その納税金 額まで提示をしてというふうなことでありましたが、これは本当に個人情報の最たるもの でもありますから、そこはだめだと、それは到底公表できないということで、出されたその 品物といたしますか、その証明書をそれぞれの議員からいただいている部分は、どうぞこ うふうですよということで確認をしていただきました。

以上です。

**○9番（碓 勝征君）**

このことにつきましては、実は私と事務局の2名で納税証明書の確認はいたしました。た だし、額につきましてはの確認はできませんでした。いわゆる納税証明書と滞納のない証明書 の2種類がございまして、26年分と5月31日までの9件と、1件が6月1日付というこ との確認作業は私と事務局2名で行っております。

**○8番（吉富 隆君）**

納税証明書を議長に提出するという事になっている、この中身については、本当にこの 文章からいくと、議長言われるようなことにもなるかなとも思いますが、これは滞納問題を 解消するためにつくつとるですもんね。特に議員の皆さんにおかれましては公人だから、み ずからそれは滞納のなきようにすると、口だけではできないということで、こういった条例 をしているんですよ。

目的をどうして達成するかという問題なんですよ。議員の皆さん10名がオープンにしてい いよと云えば、情報公開、問題ないわけですよ。そうでしょう。だから、疑われれば、疑 うほど問題が大きくなるので、きちっとした形をとっていただければ、何も副議長もとや かく誰にも言う人でもないし、納税した人の、全部しているかどうかとも確認をするべきだと思 います。これをやらないと、第7条のほうでやらざるを得なくなります。

だから、ここの第6条で優しくつくって、第7条で縛りをしてあるんですよ。これは申し合わせ事項なんか、こういった条例に載せられませんからね。そういった目的があるから、こういう条例をつくったということだけは皆さん御理解をしていただきたい。そうしないと、なあなあの議会であってはできないんですよ。できないものは、できないですね。それはぜひやっていただきたい。時間は10分か15分あればできるんじゃないですか、確認で、10人分だから。

今、副議長のほうから報告がありましたとおり、1名の方は6月1日に出されている。もう条例違反なんですよ、完全に。そうでしょう、条例ですから。それを議員の皆さんがどう扱うかという問題だろうと思います。恐らくこれは全員一致で条例違反と判断されると思います。熊本県の菊池市でもこういった問題は起きていますよ。全国版に出ていますよ。

だから、条例をつくった人たちがどういう環境の中でつくったか。議員の皆さんも理解していただきたいし、特に手本を示さなきゃいけないのは議長でしょう。（「議長、発言してよかですか」と呼ぶ者あり）

発言中やけん、議員なら理解してよ、それは。（「字句の解釈の仕方が違うと思います」と呼ぶ者あり）

私はそのように理解をしております。つくった経緯から説明しないと、新しい議員さんたちは理解に苦しまれるであろうと思うからこそ説明しているわけであって。だから、議長がきちっとした形でとっていただければ、こういう問題は起きらんとですよ。（「「ね」はでけんて言いよるじゃっか」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

#### ○8番（吉富 隆君）

いろいろ問題があると思うんだけど、ほかの議員にもお尋ねをしていただければと思います。

#### ○2番（吉田 豊君）

この政治倫理条例の第6条第3項を見ると、「議長は、第1項の規定による税の納付証明書の提出状況を公表しなければならない。」という規定になっております。広辞苑の電子辞書ですけど、「公表とは、表向きにすること。世間に発表すること。実態を公表する。公表をはばかる」というふうな説明になっております。そうすると、今、吉富議員の言われるようなことになると、私たちの税額まで全部公表するということですか。そがんことはされんでしょうもん。だから、納付証明書、納税証明が出たということは公表せんばいかんばってんが、税の中身までは、そいばすんない、私たちはもう出しませんよ。税額まで公表するというなら。公表とは、世間に発表することですよ。一般住民に発表するということですよ。それは私たちの税額まで、そがん調べるといふなら、公表するなら、私は出せませんよ。こ



の条例は廃止せんばでけん、そがんなってくるなら。

○8番（吉富 隆君）

吉田議員の言うようなことは僕は申ししておりません。いいですか、議長が公表するとなっているので、全員納められましたよ、これでいいじゃないですか。（「きちんと公表……」と呼ぶ者あり）いや、1人の方が納めておられませんといったときに……（発言する者あり）やはり議員の皆さんと協議をして、これまた議長の判断でできると思うんですよ。全員の分を、全員がオーケーと言いんさんならよかですよ。（「よかやん」と呼ぶ者あり）

今、吉田議員のごと、俺はでけんばいとなっぎ、されんわけですよ、これは。全員の分をしなさいて僕は言っていないもん。10名全員の方が納税は終わっていますよと報告すれば、それで終わりじゃないですか。それを議長は今まで拒んできたじゃなかですか。ね、拒んどらんとて今言いんさるばってん、事実上、納税証明が名前だけ見せて、あとは全部封鎖しとったやないですか。拒んどるじゃないですか。

ね、そういうことじゃなくて、条例に基づいてスムーズにやっていただければ、こういう問題は起きないよと、そういうことを言っているんですよ。

○2番（吉田 豊君）

政治倫理条例の第6条第3項ば、ちょっと誰でん見てくれんですか。納付証明書の提出状況ですよ。納付証明書ば出したかどうかば公表せろてなつとるよ。そいけん、先ほど9番、副議長が言ったように、1人が6月1日、あとが5月31日までに全部提出されましたということ議会だよりで全体的に公表すれば、それで私は済むと思うんですが、違いますか。皆さん、ちょっと第3項ば見てくださいよ。

○8番（吉富 隆君）

完全に私はこれは読んでおります。第7条のほうにどう書いてあるか、お読みだと思います。（発言する者あり）

ここで強く縛ってあるんですよ。第6条は第1項、第2項、第3項とありますが、ここはやわらかくしてあります。そいけん、皆さんは公人だから常識あることを考えていただければ問題ないとですよ。拒まなきや、こういう問題は起きていないんだから。副議長にでもちょっと見せれば、こうなっていますよと言えば、もう終わっているんですよ。私はそういうふうを考えますし、もう6月1日に出しているということがここで公になりましたので、第7条の規定によって動くことだってできるようになりました。そういうことまですべきものなのかと、委員会の中でもそう申し上げてきた。法律というのは、ほとんどがこういうふうな形で、常識というのが、上に重なってくるのでね。

そういうことをございますので、なかなか、じゃ、1日に納めた人は名前の公表までしていいのかと。公開の場で言いんさるなら、せんばでけんごとなるですよ。（「政治倫理条例ば見らんですか」と呼ぶ者あり）そいけん、政治倫理条例、見とるじゃないですか。（「却

下せんか、却下せんか、いつまってん言わんちゃ。笑わるっじゃ、そがんこと言うぎ」と呼ぶ者あり)

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

○8番（吉富 隆君）

傍聴人さんも理解をしていただきたいのは、条例に基づいてしか議会は動かせませんので、笑わるっとか笑われんの問題じゃございません。それは理解していただかないとね。条例違反したらどうするのかという問題ですよ。それは間違っているんですかね。この条例を見る限りで間違っていないと僕は思っています。

○議長（大川隆城君）

それでは、私のほうからひとつお答えをしたいと思いますが、先ほどから私が繰り返し言うようではありますが、隠した、隠したという表現がされておりますけれども、私は先ほどもありましたように、この証明書の提出状況を公表となっておりますし、この件につきましては前者にも確認をいたしました。その結果、前議長、副議長、それから事務局長、3人立ち会いで確認をされていたということではありますが、そのときも提出された方々のお名前等を確認して、それは確認したけれども、金額等は一切個人情報だから、そういうことはされませんよということで、していないということでありましたので、前者に倣ってしたということでもあります。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

ここは全員協議会ですから、議員に直接質問してもいいでしょうか。

○議長（大川隆城君）

はい、どうぞ。

○2番（吉田 豊君）

では、8番の吉富議員にお尋ねしますが、政治倫理とは大体どういうことなんでしょうか。

（「わからん」「私はわかりません」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

傍聴席、静かにしてください。お願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

広辞苑で調べるとですね、政治倫理とは「政治権力を行使する者が守るべき倫理」と書いてある。ちょっと局長、あれを配って。

私なりに一応辞書を開きながら調べてみましたので、今から事務局が配りますので、それに基づいて私の意見を申し上げたいと思います。

〔資料配付〕

**○2番（吉田 豊君）**

これは私が辞書に基づいて書いたものですが、まず、政治倫理とは「政治権力を行使する者が守るべき倫理」。

倫理とは「人倫のみち、実際道德の規範となる原理。道德。倫理学の略」。

道德とは「人のふみ行ふべき道。ある社会で、その成員の社会に対する、あるいは成員相互間の行為の善悪を判断する基準として、一般に承認されている規範の総体。法律のような外面的強制力を伴うものでなく、個人の内面的な原理。今日では、自然や文化財や技術品など、事物に対する人間の在るべき態度もこれに含まれる」。

夏目漱石のことを引用してありますが、『断片』、「道德は習慣だ。強者の都合よきものが道德の形にあらわれる。」。

これから先は私の個人的な主観ですが、井上議員の6月定例議会での上峰町剣道連盟会長合瀬先生の武士道の教えと一緒に、相手を思いやる心、文武両道を説かれた内容と一緒にではないかと私は思います。よって、今回の事案について考えるとき、議長がとった行動は、配偶者の母親が危篤という連絡が入ったために大分県国東へ行かれたということです。病状が安定する5月30日まで滞在され、翌31日は日曜日で役場が休み、よって、翌6月1日に納税証明書の交付を受け、提出されたものであり、上峰町議会議員政治倫理条例には何も抵触するものではないと私は思うのであります。

よって、調査特別委員会の設置は現在提案されていませんが、先ほど8番も言われたように、第7条に行くというふうなことでございますので、これは調査特別委員会の設置ということになると思うんですが、私はそれは必要ないというふうに思います。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

吉田議員も名指しで政治倫理とは何かと私に質問されますが、本当にそんな質問は、議長、許していいのか。

**○議長（大川隆城君）**

ここは全協の場であります。

**○8番（吉富 隆君）**

いや、全協であろうと何であろうと、僕はできないと思うんだ。常識外れだと僕は思っています。

それと、こうして個人的な見解は吉田議員の勝手だと思います。しかしながら、条例違反には当たらないということですが、5月28日には全協があっています。議長招集です。その日に出せばいいんじゃないですか。だから、議長たる人は、みずから手本を示してくださいよということを僕は申し上げているんですよ。そうでしょう。

僕は名を挙げて質問は議員にはしませんよ、そんなに。いろいろと滞納問題につきまして

は、議員の皆さんは質問されます。私も勝手ながらでございますが、今まで税金を納めんやったことは一回もございません。（「何ば言いよんなはっとやろうか」と呼ぶ者あり）それが議員の務めじゃないですか。だから、こういった条例をつくったんですよ。（「もう話にならんで」と呼ぶ者あり）

傍聴人の方は何か私にいろいろと言われておるようでございますが、これは議会だよりに載りますよ。10名とは載せられませんよ。傍聴人の考えのとおりばかりの町民の皆さんじゃないと僕は思う。

ここまで来る前に、議長、やっぱり手を挙げてもらわにゃ、きちっと議員の皆さんにお示しをしてもらわなきゃ。すれば、全然問題ないじゃないですか。（「説教ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

○8番（吉富 隆君）

何ね。（「お説教ですかと言いよんなさる」と呼ぶ者あり）あなたから言われる筋合いはなかでしょうもん。（「前向かんか」「前向かんね、あんた議場……」と呼ぶ者あり）何ば言いよっとねじゃん。そうでしょうもん。

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

○8番（吉富 隆君）

言われる筋合いはないと僕は思うよ。説教でも何でもなか。議会で、そうあるべきですよ。吉田議員ね、もうちょっと発言は注意してもらわんと。幼稚園児に質問するごたつことば言うてもろうちゃ困るよ。（「誰でん言いよらん、何でん」「そっちが言いよっじゃつか」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

○8番（吉富 隆君）

吉田議員、そうでしょう。政治倫理で、吉富議員どがん思うとるねて、知つとるねて、どういこうつね。そういうことじゃないでしょうもん。

私はそう思いますしね、この問題については、ほかの議員の方にもお尋ねをしてみたらどうですか。それぞれお考えがあると思うので。

○議長（大川隆城君）

ほかに御意見あれば求めます。

○7番（井上正宣君）

この会議は全員協議会ですか。

○議長（大川隆城君）

これはまだ完全に閉会をしておりませんので、議案審議の途中というふうになっておりますが、一応討論、採決が終わった後の議員間の協議ということでもあります。

○7番（井上正宣君）

これは議会運営委員会に諮っての議場の使用ですか。

○議長（大川隆城君）

これは今言うように議会の協議の途中でありますので、その中での協議になっていきますので、議運のあれは必要ないという判断のもとに今の協議をやっております。

○7番（井上正宣君）

議運に諮らずして議場で審議することは、今後、議運は要らないということですね。

○議長（大川隆城君）

いや、そうじゃございません。

○7番（井上正宣君）

議長の動議によって議場は使っていないわけですか。

○議長（大川隆城君）

動議が出されて、そして、双方から議長の判断を求められました。ですから、議長の判断で皆さんと協議をするということで現在に至っているわけであります。

○7番（井上正宣君）

今、全員協議会という答弁が出ておりましたが、全員協議会でいいですか。

○議長（大川隆城君）

議案審議が終わった後の動議に基づいての協議会ということでもあります。（「議事は公開しているじゃろうもん」と呼ぶ者あり）

○7番（井上正宣君）

動議に基づいての継続審議ですか。

○議長（大川隆城君）

協議ということの場になっております。先ほども言いましたように、議長に判断を求められましたものですから。（「議長の判断……」と呼ぶ者あり）

○7番（井上正宣君）

それはもう議長の判断でよろしいですか。

○議長（大川隆城君）

先ほども言いましたように、双方から求められましたものですから、議長の判断において今の現状があるということでもあります。

○7番（井上正宣君）

わかりました。

○議長（大川隆城君）

ほかに御意見ございませんでしょうか。

○5番（寺崎太彦君）

私も吉田議員が言うとおおり、第6条第3項「議長は、第1項の規定による税の納付証明書の提出状況を公表しなければならない。」、ここに書いてあるとおおり、そこを拡大解釈して、税を納めていないとか、そういうことじゃないと思います。

そして、私も納税証明書を出しておりますけれども、その中身を公表することは私も断固反対であります。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに御意見ございませんか。

○3番（田中静雄君）

ちょっと発言の前に、議員たる者は、やっぱり町民の代表者であるわけですね。それと、いろんな議会を通じて、この本会議でもですけれども、納税の問題について質問をされます。そのやり方、どうなっておるのかということを経験者のほうから質疑、ただしていくわけですね。そういう議員の立場でありながら、今、いろいろ言われておりますけれども、いろんな雲に隠れたような、そういうオブラートで包んだような、いろんなあったようでございますけれども、これは議員として、はっきりしなければいけないと思います。町民に対して説明がつかないと思います。私の考えです。

○議長（大川隆城君）

今の3番議員の発言に対して申し上げますと、これも繰り返しになるかと思いますが、皆さん方が全員お納めいただいているということは確認をしておりますし、そして、それをまた提出いただいているということも確認をしております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

ということは、名前だけ見せて、中身は見せなかったというのは、全部の議員の納税証明書がそういうことであつたんでしょうか。いきさつは全くわかりません、私には。どうでしょうか。全部の議員の納税証明書が具体的に納めた、未納になっていない、幾らか未納があるとかないとか、そういうことまでは確認されなかったということなんですね。全議員の証明書の問題です。

○議長（大川隆城君）

それは確認をしております。さっきも言いましたように、皆さんお納めいただいております。

○9番（碓 勝征君）

私は前回の議会の正副議長と事務局長で立ち会いをされて納税されておるといふ報告を、前の議会のときはそういうケースがございましたものですから、私は今回、広報の委員長より、この納税証明書関係につきましては、前議会ではそういう形でされておりますが、副議長どうですかというお話をいただきましたものですから、議長のほうに申し入れをし、それまでは議長から何も報告がございませんでしたので、もう6月に入っておりますけれどもね。

そういう中で、私と事務局で確認をし、納税証明書が7件と、滞納のない証明書が3件ということで、26年分。それから、証明月日は、5月31日までの件数が9件と6月1日の方が1件ということで、私と事務局で滞納のない証明書の確認はいたしております。ただし、額の確認は、これは先ほどから議長が言っておるように、個人の保護関係もございまして、前回の議会の中でもそこまでは確認されていなかったということも私は聞き及んでおりますので、そういうことで、私の立場としてはそういう確認をした次第でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに何かございませんか。

○4番（原田 希君）

皆さんからいろんな意見が出ていますけれども、要は政治倫理条例の第6条第1項に税の納付を証する書類を毎年5月31日までに提出しなければならないと条例で定められています。で、5月31日までに今回1人提出をされなかったということが、理由はどうであれ、条例が31日までとなっていますので、1日に提出された時点で、それはもういわば条例違反じゃないですか。（発言する者あり）

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

○4番（原田 希君）

いや、条例で5月31日までに出すとなっているんですよ。それを出していないなら条例違反でしょうもん、普通に考えて。（発言する者あり）

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

○4番（原田 希君）

条例で決まっているんですよ。（発言する者あり）いや、何の話ばしないよっとか、ちょっとわからないですけども。

条例で5月31日までに出すと決まっているなら、それまで出していなかったら、条例に反しているということでしょう。（「そりゃわかっとさい」と呼ぶ者あり）そうでしょう。

（「そいばってん、状況は状況やろうもん」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

○4番（原田 希君）

いやいや、状況……（発言する者あり）状況は状況で、いや、だけん、条例に反しているというのは皆さんわかれたわけでしょう。（発言する者あり）

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

○4番（原田 希君）

わかれたわけでしょう。だからね……（発言する者あり）

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。

○4番（原田 希君）

だから、言いよっじゃなかですか。5月31日までにだせとなっています。それで出されなかった。それは違反でしょうもん。（「そいば審議したろうもん」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。お願いいたします。

○4番（原田 希君）

だから、こういうふうには、そんなら一回全部見せてください、チェックしますという話になっとなつとやなかですか。それで31日までに提出されたということは、毎年、議会だよりで報告をしていたんですよ。（発言する者あり）

○議長（大川隆城君）

静かにしてください。（「議長、これじゃ審議をされませんので、議長、しっかりしてくださいよ」と呼ぶ者あり）傍聴席、静かにしてください。お願いいたします。

○4番（原田 希君）

毎年5月31日までに全議員から提出されましたと、広報の議会だよりに載せているわけですよ。今回も委員長は、副議長にお願いして、どういう状況になっていますか。いや、5月31日までに全員提出をされていますということを聞かれて、そういうふうにかかれたわけですよ。でも実際、議運がいつだったですか、あつた日に、そうやって実は違つたということがわかりました。そういう経緯があつて、ちょっときちんとチェックしたほうがいいんじゃないかという話になっているんですよ。それを問題ないというのは、私はちょっとおかしいんじゃないかなと思いますけどね。これは納得いかないですよ。ちょっと意味がわかりません。

○3番（田中静雄君）

この議会というのは、議員と傍聴席とのやりとりではないと思います。このままでは先に進むことはできません。これからどうするのか、議長の判断をもう一度お伺いいたします。



**○議長（大川隆城君）**

先ほど来からお願いをしておりますが、傍聴席の方々は静かにお願いをしたいと思います。お願いいたします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

**○8番（吉富 隆君）**

今、私もこの問題、原田議員の言われたようなことも知っておりました。ね、議長。広報委員長に全員31日までに出している、納税証明書は出ているとあなた言っているよ。広報委員長に言っているんでしょう。違いますか。

そうすると、どうなるですか。だから、先ほどから申し上げるように、議長がしっかりとしてくれれば、こういう問題は起きらんよという話をしているんですよ。やっぱりこういう問題が起きたからこそ、チェックをせんばいかんというのが7月17日の議運の中なんです。寺崎委員長も、それははっきりと申されたでしょう。広報紙に載せられないと。いろいろな事情があったじゃないですか。全部出してよかない、ずっと言うてよかですよ。それじゃ個人攻撃しよるごとなるじゃないですか。ね、そういうことがあったからこそ、こういう問題が起きたんですよ。

7月17日でしょう、31日まで全員が出したか出していないかをチェックしていただいたのは。議運で提案があつて、もめたからこそ、議長はしたんじゃないですか。それまで固執したんじゃないですか。

**○議長（大川隆城君）**

いえ。

**○8番（吉富 隆君）**

だから、議長、そのときはお願いしますよと、31日まで本当に議員の皆さんが出しているか出していないかチェックさせてくれよというお願いをした結果、1人の方が出ていなかったということなんです。

31日まで広報委員長には出ていますと発言されて、それ、どうするんですか。やっぱりそういうことがあったらできんでしょう。いつまでもこういった問題にしよっと行政に迷惑ばかりかかりますよ。その辺について、議長どう思われますか。

**○議長（大川隆城君）**

では、私のほうから発言させていただきます。

広報委員長からそのお話をいただいたときは、全員出していただいていますよという話をいたしました。実際出ていたことは、もう間違いないもんですから、そのように返事をした経緯はあります。

その後、副議長に再度確認ということでありましたときに、今言いましたように、名前と日付と年度ぐらいはということでありましたものですから確認をいただいた結果、今、皆さ

んがお知りのとおりのことに確認がなったということでもあります。

**○8番（吉富 隆君）**

議長、広報委員長の立場はないんですよ、ねえ。これは書き直しをしなくちゃならない。全員と言われたから、恐らく10名が納税証明書は提出されましたとなっていたはずよ。

そうしますと、町民の皆さんにうそついて載せたことになるんですよ。やっぱりうそを町民の皆さんに、議会だよりに載せるわけにはいかないでしょう。そうでしょう。だから、問題になっているんですよ。

その辺はいろいろあって、委員長には聞きづらいので聞きませんけれども、広報紙、議会だよりは若干おくらしているんじゃないですか、こういう問題があったから。委員長、困っていたんですよ、この問題で。

そもそも議長が広報委員長にうそつく自体が間違いでしょう。ねえ。間違っているんじゃないですか。広報委員長困っているんよ。広報委員の皆さん困っていると思う。これじゃ話にならないじゃないですか。

そいけん、議長はうそついたことに対してどう思われますかて質問しよつとに、質問の内容にお答えしていただきたい。

**○議長（大川隆城君）**

この件につきましては、先ほど吉田議員が資料をそれぞれに配付されたわけでありまして、理由としては、そういうふうなことが突発的にあったということは事実でございます。その結果において、1日おくれた。これもまた事実であります。それで、そういうことが条例違反ということと言われれば、それについては、それなりの対応をしなくちゃならないというのも考えるべきことかなと思っておりますので、この件については、私から言うのもなんでございますが、減俸処分なりをさせていただくということを今考えているようなところでございます。

**○2番（吉田 豊君）**

私は先ほど皆さんにもお配りしたように、この1日おくれたことが政治倫理に違反するとは思いません。したがって、減俸処分する必要も私はないと思います。

これは配偶者の母親が危篤だというのは、皆さんたち議員全てが置きかえて考えてんですか。自分だって行くでしょうもん。行くことが人の道から外れているかということ言うために私はこれを配ったんですよ。そいけん、その政治倫理条例そのものがおかしいと私は言うんです。だって、そうでしょうが。倫理とは「人倫のみち」ですよ、人の道。配偶者の母親が危篤だと連絡を受けて行くのは人の道から外れていますか。それを行ったことによって1日おくれた。それが条例違反だから減俸せろてんなんてん、そこまで私はやる必要はないと思う。（「そうだ」と呼ぶ者あり）皆さんの意見を聞いてください。

**○8番（吉富 隆君）**

私の質問にお答えをしていただきたい。減俸しなさいとか、何をしなさいと僕は言っていない。広報委員長に対して、うそをついたことに対してどうなんですかと質問しているんですよ。そうでしょう、広報委員会も組織なんですから。

当然、今、2番議員が言われるように、身内にそういったことがあれば、皆さん行かれるでしょう。ね、行かれると思います。行っていいと思います。それとおくれたとは違うと思うんですよ。5月28日、議長名で全協があっています。28日、ほかの人はもう全部出ている。そのときでも出せたはず。だから、理由にならないと僕は言っているんですよ。身内に危篤とか、いろいろ不都合があったということに対しては、議員の皆さん、全部行くと思うんですよ。それは百も承知しています。また、事務局からも31日までですよ、早く出してくださいという通知は出ています。恐らくそれは議長の指示で事務局は出していると思う。名前は今まで誰も1人の件は出していませんが、議長みずから言われているんですよ、私ごと。

やっぱり細かく言えば、ああでもない、こうでもないになるんだけどね、こういうことがあっちゃできないんですよ。ね、条例がおかしいという御意見の方もおられます。いろいろとり方はあるでしょう。

私たちは今、同僚、つくった人間が3人おります。基本条例等含めて。大変な仕事です。しかも、全協の中で条例がおかしいと来るなら、どうなんでしょう。ここに出る前に議長に申し出てこれをやればいいんですよ、修正してくれと。問題が起きたから言えることであって。これだけつくるのは大変な事業なんですよ、吉田議員。いとも簡単に条例がおかしいとか、そういうことは言ってほしくないね。（発言する者あり）

そいけん、間違いがあるとするならば、こういうふうに修正をとのお話であれば、僕はわかりますよ。（「これだけ議員個人ば縛るのは私は間違いと思う。ただ、それだけ努力してつくられたことはわかりますよ。しかし、その中身がですね」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

終わりましたか。

○8番（吉富 隆君）

議長ね、僕が意見をしよるときにですよ、手も挙げんで、吉田議員で常識のなかねと僕は思うですよ。

○議長（大川隆城君）

じゃ、少しお待ちください。

○8番（吉富 隆君）

議会には議会のルールがあるでしょう。

○議長（大川隆城君）

はい。

○8番（吉富 隆君）

議長、しっかりしてくださいよ。誰でも人間、間違いがあつたりなんたりするよね。しかし、そのときはね、それは僕が間違いと認めて頭下げりゃ済むであろうと。ケース・バイ・ケースもあるにしてもね。議員をこれだけ縛っちゃいかんということであるとするならば、法律は何のためにあるですか——と、僕は言いたい。日本は法治国家ですから。その中で、どこも政治倫理条例と議会の中で制定されております。議会の視察でもこういったところへ行ってきていまして、それは議長が一番詳しいと思うけど、いろいろな基本条例づくりも出てきております。この問題についても、足し算、引き算、いわゆる加えるところ、削除するところ、今後、協議していきましようと言っているさなかなんですよね。それをこの席でやっぱりぼすつと切ってもらふことはいかがなものかと僕は思うんですよ。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。

○8番（吉富 隆君）

ぜひ議長、31日までに出席しているよと広報委員長にそれを申し出て、事実上、議長はうそをつかれているということなんですよね。そうでしょう。

○議長（大川隆城君）

もう発言よろしいですか。

○2番（吉田 豊君）

この議場の運営について、新米議員でなかなかわからんもんで失礼をしたことについてはおわびをさせていただきたいと思いますが、議事進行をしていただくために、一つ私は提案をしたいと思います。というのは、これをいつまでやっても結論が出るようではありませんので、これに対する質疑は打ち切って、もしこの内容について不服があれば、あと第7条とか第8条、ずっとありますから、それに基づいて対応していただけるようにしてもらったらいかがでしょうか。

○議長（大川隆城君）

ただいま2番議員から御意見が出ましたが、ほかに何かございませんか。

○6番（漆原悦子君）

この件は、議運からの要求、議運の席で要求されたときと、それから、広報委員会からの要求に的確に報告がなされなかったということでこういうふうになったのではないのかなと思います。それで、私が思うには、けさの議会が始まる前の説明では、5月27日から不在にしていたと皆さんの前で御報告がありました。だけど、実質的には5月28日に全協があつていますから、その分も誤りということですよ。

○議長（大川隆城君）

それは違います。28日からということでお話はさせてもらつております。

○6番（漆原悦子君）

けさ、27日と言われたよね。

**○議長（大川隆城君）**

いや、28日です。

**○6番（漆原悦子君）**

28日で言いんさったですか。だから、その時点で、えっ、28日はということで、全協があったんではないのかということがちょっと頭をよぎったところでした。

そういうふうにして、少しずつの皆さんとのすれ違いというわけじゃないんですけれども、議長とかかわる方々のコミュニケーションがとれていないことから始まったのではないのかなと思います。

実質、冠婚葬祭、まして、お母さんの御不幸というのは大変なことなんですけれども、5月31日と決まっていれば、土日は官公庁はお休みということはわかっているので、その前までには提出をするというのは、いともきちんとした書類を提出するべきだとは思いますが。ただ、こういう事情があれば、猶予というところもあるかもしれませんけれども、議長ですから、その辺は皆さんよりも先に率先して、いろんなことを行動されていたら問題はなかったのかなと思っております。

**○議長（大川隆城君）**

今の御意見に対してお答えさせていただきますと、これまで皆さん方の提出がなされたのを確認させていただいた後に出しておりました。前回までのとおりでやろうと思っていたところにこういうことがあったものですから、本当に言われればやむを得ないことといたしますか、言われてもやむを得ないことだというふうに、今、大いに反省をしているところでございます。

それで、先ほど来から迷惑をかけているということでの御指摘もあるものですから、その件については、私のほうからどうのこうのと言うことも、これまたはばかられることだろうと思いますので、先ほどちょっと触れましたように、1日おくれたということに対しての処分と申しますか、その辺については、皆様方に一任といたしますか、委ねさせていただくというふうに今考えているところでございます。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

先ほどから1日おくれたことがこの政治倫理条例に違反しているというふうな発言もあっておりますので、じゃ、その第7条に「政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、これを証する資料を添付して、議員2名以上の連署をもって議長に調査の請求をすることができる。」という明快な条例がありますので、それに従って進めるよりほかないじゃないですか。

**○7番（井上正宣君）**

今までの御意見を拝聴いたしておりますと、片方では政治倫理条例違反、これはもう間違いないです。

それともう1つは、この政治倫理条例そのものがおかしいんじゃないかという意見も出ております。これについては、議会活性化調査特別委員会で皆さんと議論をして、正当な条例に直すのか、そのままでいいのか、そういう立場をとっていきたいと思っております。

それで、先ほど来、議長が申しましたように、その処分については、ここで結論を出さなくても結構じゃないかと、そういうふうに思っておりますし、これ以上議論を重ねても、何ら進展するところはないようでございますので、これをもって閉会していただきたいと思えます。

**○議長（大川隆城君）**

ただいま7番議員からありましたように、この件について、お互いの議論を重ねてもなかなか結論が出ないと。また、先ほど私が発言いたしましたことにつきましては、別の場で協議をいただくということをお願いして、今のこの協議については、これで終了したいと思います。よろしく願いいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

**○8番（吉富 隆君）**

きょうはきょうで打ち切りということで、この問題については終わったという認識ではないということで理解してよろしゅうございますか。

**○議長（大川隆城君）**

ですから、先ほど言いましたように、きょうここで結論が出る可能性は少ないという判断を皆さんがされて、7番議員からの発言もあったということでありますので、また後日する機会もあるかと思えますので、きょうはここで終了したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

それでは、執行部に入場をお願いいたします。

失礼いたしました。この閉会宣告につきましては、執行部が入ってという判断をしましたが、これは執行部が退席の状況のままでもよろしいということでございますので、閉会の宣告をしたいと思います。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして会議を閉じます。平成27年第2回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

**午後2時51分 閉会**

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 大川隆城

上峰町議会議員 井上正宣

上峰町議会議員 吉富隆